

弘前市契約規則第24条の2第1項に基づく公表

| 契約の名称 | 契約の概要 | 履行期限又は契約期間 | 契約の相手方の決定方法 | 契約の相手方の選定基準 |
|--------------------------|--------------------------------------|------------------------|---|---|
| 令和6年度 中央弘前駅自由通路運営業務(その2) | 中央弘前駅自由通路の運営維持管理業務 | 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 労働者派遣契約(学校技能主事) | 小学校6校における学校技能主事として派遣労働者を契約により採用するもの。 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前市社会福祉センター建物管理業務 | 弘前市社会福祉センターの建物管理業務を委託するもの | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前市社会福祉センター建物清掃業務 | 弘前市社会福祉センターの建物清掃業務を委託するもの | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前市障がい福祉プラザ建物清掃業務 | 弘前市障がい福祉プラザの建物を清掃するもの | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前市墓地公園雪囲い等業務 | 弘前市墓地公園の雪囲いの解体と設置 | 令和7年4月14日から令和8年3月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 富田の清水清掃業務 | 紙漉町にある富田の清水の清掃業務を行うもの。 | 令和7年4月9日から令和8年3月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 松並木草刈等業務 | 百沢街道及び高岡街道の松周囲及び周辺緑地の草刈ほか | 令和7年4月10日から令和7年9月30日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 史跡津軽氏城跡草刈り及び草取り等業務 | 史跡津軽氏城跡(長勝寺構、新寺構)の草刈ほか | 令和7年4月10日から令和7年9月30日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |

| 契約の名称 | 契約の概要 | 履行期限又は契約期間 | 契約の相手方の決定方法 | 契約の相手方の選定基準 |
|-----------------------------|---|-----------------------------|---|---|
| 令和7年度 弘前さくらまつりトイレ清掃等業務 | 弘前さくらまつり期間における園内のトイレ清掃、来園者の自転車整理 | 令和7年4月16日から 令和7年5月5日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前公園さくら鉢植え管理業務 | 大型鉢植えのサクラの水やり及び草取りなどの軽作業を行うため。 | 令和7年5月12日から 令和7年10月10日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 市民の森(座頭石地区)雪囲い解体作業 | 市民の森の緑化木の雪囲い解体作業 | 契約締結日の翌日から 令和7年5月9日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前公園花壇整備用花苗購入 | 弘前公園花壇整備用の花苗の購入 | 令和7年6月20日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 障がい者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、障がい者の職業の安定と福祉の増進を図るため。 |
| 令和7年度 いきいき健診駐車場整理業務 | いきいき健診受診者・従事者用駐車場の整理 | 令和7年5月21日から 令和7年5月26日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 岩木健康増進プロジェクト健診駐車場整理業務 | 岩木健康増進プロジェクト健診受診者・従事者用駐車場の整理 | 令和7年5月31日から 令和7年6月9日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前公園園路等清掃業務 | 弘前公園園路等の清掃(ごみ収集、分別、運搬)及び弘前公園有料区域(本丸・北の郭)、二の丸及び追手門周辺の草取りなどの軽作業を行うため。 | 令和7年6月1日から 令和7年10月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 中央弘前駅自由通路運営業務 | 中央弘前駅自由通路の運営維持管理業務 | 令和7年6月1日から 令和8年5月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 弘前市墓地公園植栽管理業務 | 弘前市墓地公園の墓域及び植栽等の適正な維持管理のため、草刈り及び薬剤散布を行うものである。 | 契約締結日の翌日から 令和7年9月30日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |

| 契約の名称 | 契約の概要 | 履行期限又は契約期間 | 契約の相手方の決定方法 | 契約の相手方の選定基準 |
|-------------------------|--------------------------|------------------------|---|---|
| 令和7年度 宮川八幡町線外2路線草刈り作業業務 | 市道宮川八幡町線外2路線の草刈り作業を行うもの。 | 契約締結日の翌日から令和7年7月31日 | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 蒔苗鳥井野線道路用地草刈業務 | 道路用地として取得した土地の草刈り作業 | 契約締結の翌日から令和7年7月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 市有地(管財課所管)草刈業務 | 下二ツ堤(弘前市稔町22-1)の草刈 | 契約締結日の翌日から令和7年8月31日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |
| 令和7年度 緑ヶ丘団地サワラ剪定業務 | 緑ヶ丘団地のサワラ剪定 | 令和7年7月17日から令和7年8月29日まで | 契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。 | 高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。 |